

令和6年3回隠岐の島町議会定例会会議録

招 集 年 月 日 令和6年9月11日

招 集 場 所 隠岐の島町下西78番地2 隠岐の島町役場

開 会 (開議) 令和6年9月11日 (水) 9時30分 宣告

会議録署名議員の氏名 12番 前田 芳樹 議員 13番 石田 茂春 議員

1. 出席議員

1番 岡 田 智 子	7番 村 上 謙 武	12番 前 田 芳 樹
2番 牧 野 牧 子	8番 菊 地 政 文	13番 石 田 茂 春
3番 藤 野 定 幸	9番 西 尾 幸太郎	14番 高 宮 陽 一
4番 齋 藤 則 子	10番 池 田 賢 治	15番 米 澤 壽 重
6番 大 江 寿	11番 安 部 大 助	16番 池 田 信 博

1. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

町 長	池 田 高世偉	地 域 振 興 課 長	橋 本 博 志
副 町 長	大 庭 孝 久	上 下 水 道 課 長	村 上 和 久
教 育 長	野 津 浩 一	建 設 課 長	田 中 文 男
代 表 監 査 委 員	嶽 野 正 弘	施 設 管 理 課 長	岸 本 則 和
総 務 課 長	宇 野 慎 一	危 機 管 理 室 長	柳 原 潔
会 計 管 理 者	齋 藤 和 幸	水 産 振 興 室 長	曾我部 一 彦
財 政 課 長	長 田 寿 幸	都 市 計 画 課 長	石 田 傑
税 務 課 長	池 本 繁 樹	総務学校教育課長	金 井 和 昭
町 民 課 長	和 田 美由貴	社 会 教 育 課 長	中 村 恒 一
保 健 福 祉 課 長	野 津 千 秋	布 施 支 所 長	坂 本 忠
住民福祉担当課長補佐	木 村 武 司	五 箇 支 所 長	村 上 克 樹
環 境 課 長	原 秀 人	都 万 支 所 長	近 藤 勝 志
エネルギー対策室長	野 津 寿 天	中 出 張 所 長	茶 山 宏
商 工 観 光 課 長	藤 野 一	中 央 公 民 館 長	木 瀬 高 宏
農 林 水 産 課 長	増 本 直 行		

1. 職務のため本会議に出席した者の氏名

議会事務局長 田 中 拳 事務局長補佐 齋 賀 千 春

1. 町長提出議案の題目

- 承認第 7 号 工事請負変更契約の締結に係る専決処分について〔都万目の民家保存修理工事〕
- 承認第 8 号 令和 6 年度隠岐の島町一般会計補正予算（第 3 号）の専決処分について
- 議第 86 号 島根県後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について
- 議第 87 号 隠岐の島町大社エリア交流・民間商業施設の公共施設等運営権に係る実施方針に関する条例
- 議第 88 号 隠岐の島町消防委員会条例の一部を改正する条例
- 議第 89 号 隠岐の島町国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 議第 90 号 工事請負変更契約の締結について〔3 災 1868 号 町道久見 20 号線②道路災害復旧工事〕
- 議第 91 号 令和 6 年度隠岐の島町一般会計補正予算（第 4 号）
- 議第 92 号 令和 6 年度隠岐の島町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第 2 号）
- 議第 93 号 令和 6 年度隠岐の島町水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 議第 94 号 令和 6 年度隠岐の島町下水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 同意第 1 号 隠岐の島町農業委員会委員の任命同意について
- 同意第 2 号 隠岐の島町固定資産評価審査委員会委員の選任同意について
- 同意第 3 号 隠岐の島町固定資産評価審査委員会委員の選任同意について
- 同意第 4 号 隠岐の島町固定資産評価審査委員会委員の選任同意について
- 認定第 1 号 令和 5 年度隠岐の島町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 2 号 令和 5 年度隠岐の島町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 3 号 令和 5 年度隠岐の島町国民健康保険施設勘定（中村診療所）特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 4 号 令和 5 年度隠岐の島町国民健康保険施設勘定（五箇診療所）特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 5 号 令和 5 年度隠岐の島町国民健康保険施設勘定（都万診療所）特別会計歳入歳

出決算の認定について

認定第 6 号 令和 5 年度隠岐の島町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第 7 号 令和 5 年度隠岐の島町駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第 8 号 令和 5 年度隠岐の島町訪問看護事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第 9 号 令和 5 年度隠岐の島町布施へき地診療施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第 10 号 令和 5 年度隠岐の島町五箇へき地診療施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第 11 号 令和 5 年度隠岐の島町中財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第 12 号 令和 5 年度隠岐の島町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第 13 号 令和 5 年度隠岐の島町国民健康保険施設勘定（西郷歯科診療所）特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第 14 号 令和 5 年度隠岐の島町水道事業会計歳入歳出決算の認定について

議事の経過

○議長（池田信博）

ただ今から、令和 6 年第 3 回隠岐の島町議会定例会を開会いたします。

（開議宣告 9 時 30 分）

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日 程 第 1. 会議録署名議員の指名

「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、隠岐の島町議会会議規則第 125 条の規定により 12 番：前田 芳樹 議員、13 番：石田 茂春 議員を指名します。

日 程 第 2. 会 期 決 定 の 件

「会期決定の件」を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から 9 月 26 日までの 16 日間にしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声を確認)

「異議なし」と認めます。

したがって、会期は本日から9月26日までの16日間に決定いたしました。

日 程 第 3. 諸 般 の 報 告

「諸般の報告」を行います。

去る、令和6年第2回定例会以降の議会に関する行事・会議等は、お手元に配付いたしました資料のとおりであります。

それでは、主なものについてご報告いたします。

まず、8月から9月にかけて、千葉県議会・千葉市議会、熊本県美里町^{みさとまち}議会、島根県松江市議会が行政視察に来られました。

視察は隠岐ユネスコ世界ジオパーク、地域人材づくり協同組合の取り組み、隠岐の島町における農畜産業の現状といった産業全般に渡る内容でしたが、町長・副町長をはじめ、担当課のご協力により対応することができました。

次に、8月7日から9日にかけては産業建設常任委員会委員と都市計画課担当係長、議会事務局長、そして私とで大阪府大東市を視察いたしました。

大東市が取り組んでいる、ふるさと納税の推進、公民連携のまちづくりについて、今後のわが町の施策に大変参考となる事例を学んでまいりました。

一方、総務教育民生常任委員会では、8月6日から8日にかけて大阪府高槻市及び枚方市を視察いたしました。

先進地であります両市の療育支援分野の取り組み、現状を視察し大変充実した内容であったと伺っております。

両委員会の視察は後日、委員長からの報告をご覧いただきたいと思います。

次に、9月3日から6日にかけて、竹島に関する国関係機関及び国会議員への要望活動に副議長が参加いたしました。

昨年に引き続き、竹島の領有権及び周辺海域における漁業秩序の早期確立について要望をし、来たる「竹島隠岐の島町集会」に向け気運が高まったことと思います。

続いて、去る6月定例会において議決されました委員会及び議員提出議案について、お手元に配付した「意見書等処理報告」のとおり関係先に送付いたしました。

以上、ご報告いたしました会議等の関係資料は、事務局に保管してありますので、必要に応じご覧いただきたいと思います。

最後に7月22日に1件の陳情を受理いたしました。お手元に配付の「請願・陳情等文書表」のとおり、議員配付といたしました。また、本日ご報告した件を始め、前回の定例会に諮ることのできなかった議員派遣について、別紙によりご報告いたします。

以上で、「諸般の報告」を終わります。

日 程 第 4. 行 政 報 告

「行政報告」を行います。

番外：池田町長

○番外（ 町長 池 田 高 世 偉 ）

令和6年第3回隠岐の島町議会定例会の開会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

日毎に秋の気配が深まる時期となりましたが、議員各位には、ますますご壮健のご様子、まずもってお慶び申し上げます。

いよいよ今週末には、町政20周年を記念し、「第15回隠岐古典相撲大会」を開催いたします。現在、全力を尽くし準備を進めておりますので、ご支援とご協力をお願いいたします。

本日、令和6年第3回隠岐の島町議会定例会を招集させていただきましたところ、議員各位におかれましては、ご多忙にも関わりませず、ご出席をいただきありがとうございます。

本議会は、条例の制定、令和6年度一般会計補正予算など29件の諸議案をご提案させていただきます。

どうか、十分なるご審議をいただきますとともに、私ども執行部に適切なご指導を賜りますよう、お願い申し上げます。

それでは、6月に開催をいたしました「令和6年第2回隠岐の島町議会定例会」以降の、主な事項につきまして、報告をいたします。

最初に、「島根県消防操法大会」について、ご報告申し上げます。

7月7日、松江市において「島根県消防操法大会」が5年ぶりに開催され出席いたしました。本町からは中村班が出場し、18チーム中6位という輝かしい成績を収めたところであります。

選手及び第3方面隊の団員の皆様におかれましては、大会に向け早期から練習に取り組んでいただきましたことに敬意を表します。また、消防署、関係者、及びご家族のご協力に対し、心から感謝申し上げます。

今回の成績が示すとおり、大会への取り組みを通じて、技術力の向上及び団結力の強化につながったのではないかと感じております。

しかしながら、全国的に消防団員のなり手不足が深刻化する中、操法大会に関することも、その要因と言われております。

今後、操法大会に出場することが負担とならないよう取り組むとともに、消防団員としてやりがいを感じてもらえるよう努め、消防団員の確保に向けた取り組みを推進してまいります。

次に、西郷港周辺まちづくりについて、ご報告申し上げます。

7月14日、まちづくりの情報拠点施設として整備いたしました「うみやまもっとあつまれ」のオープニングイベントを開催いたしました。当日は、雨天にもかかわらず、多くの方に参加していただき、本事業が目指します、人が中心のにぎわいのある道路空間を体験していただきました。

また、7月20日には、現在の西郷港周辺まちづくりの全体像を、広く町民の皆様にご覧いただくため、「西郷港周辺まちづくりシンポジウム」を隠岐島文化会館大ホールで開催いたしました。

現状のまちづくり計画の考え方を説明し、今後のまちづくりの進め方について、国、県、専門家によるトークセッションを行いました。130名の町民の皆様にご参加をいただき、参加者アンケートにおきましても、今回開催いたしましたシンポジウムに対する肯定的なご意見を多数頂きましたことから、まちづくりについての理解を深める機会になったと考えているところであります。

次に、「隠岐の牛突きの習俗」に関する要望活動について、ご報告申し上げます。

7月16日、文化庁京都庁舎を訪問し、「隠岐の牛突きの習俗」の重要無形民俗文化財指定に関する要望活動を行いました。

当日は、文化庁文化財第一課長にご対応いただき、改めて重要無形民俗文化財への指定をお願いしたところであります。

本年4月には国会議員で構成される「闘牛文化振興推進議員連盟」が活動を再開されるなど、闘牛文化に対する機運の高まりが期待されるところであります。引き続き「隠岐の牛突きの習俗」の重要無形民俗文化財指定に向けた取り組みを推進してまいります。

次に、隠岐空港利用促進協議会の取り組みについて、ご報告申し上げます。

はじめに、8月1日から8月31日までの1か月間就航いたしました、夏季大型便の搭乗結果についてでございます。使用機材は、昨年同様165人乗りのボーイング737-800型機が就航し、運航されたところであります。

最終搭乗率は66.6%、最終搭乗者数は6,813名となりました。8月下旬に日本列島を襲った台風の影響で、目標を下回る搭乗率となりましたが、町民の皆様や本町を訪れていただきました多数のお客様へ、快適なサービスを提供させていただくことができたと感じております。期間中、町民の皆様をはじめ関係者の皆様には、深いご理解とご協力をいただきましたことに改めまして感謝申し上げます。

また、8月2日には日本航空株式会社本社におきまして、航空路線の更なる利便性の向上に向けた要望活動を行いました。私をはじめ、協議会副会長の大江海士町長や、隠岐の島町商工会から金田会長、また本町議会からは大江副議長にも参加していただきました。官民一体となって取り組んできた、これまでの実績も踏まえ、航空路線は地域経済や住民生活を支える重要なインフラでありますことから、路線の維持、大阪便及び出雲便の複便化など3項目についての「要望書」を提出いたしました。日本航空からは「隠岐地域全体の想いを、重く受け止めさせていただきます。」との言葉とともに、今後前向きに検討していく事について確認していただきました。

今後とも町民の皆様、そして関係者の皆様の、深いご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

次に、「はたちの集い」の開催について、ご報告申し上げます。

8月15日、隠岐島文化会館におきまして「はたちの集い」を開催いたしました。

本年度の式典の対象者は、10代の後半という多感な時期を、コロナ禍による様々な制限の中で過ごした世代であります。日常を取り戻した今日にあつて、92名もの多くの若者が出席した背景には、つらい時期を共に過ごした仲間を想う心の表れがあると感じたところであります。

また、出席者代表の謝辞では「ふるさと隠岐を忘れることなく、そして誇りに思い、父母、そして地域社会の皆様の期待に応えられるよう、努力してまいります」との力強いメッセージを頂き、隠岐の島町の未来に期待を抱かせる式典となりました。

最後に、「第19回ごさんせカップ」について、ご報告申し上げます。

大阪府豊中市との交流事業の一環として、去る8月17、18日の2日間にわたり「第19回ごさんせカップ」を開催いたしました。岡山県高梁市、松江市、境港市、そして西ノ島町からのチームを含め総勢275名の方々にご来島いただきました。

大会の前日には、海水浴やバーベキューを行い、地元チームとの友好を深めるとともに、隠岐の魅力を満喫していただいたところであります。

また、地元関係者をはじめ、多くの町民の皆様にご協力をいただき、大会が無事終了いたしましたことに改めて感謝申し上げます。

引き続き、交流人口の拡大に努めてまいりますので、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

以上、主な事項につきましてご報告申し上げましたが、6月の定例会以降、私の出席いたしました会議や諸行事の詳細につきましては、後に掲載いたしておりますので、ご参照いただきたいと思います。

○議長（池田信博）

以上で、「行政報告」を終わります。

日 程 第 5. 町長提出議案の上程

「町長提出議案の上程」を行います。

お手元に配付のとおり、町長提出議案の承認第7号「工事請負変更契約の締結にかかる専決処分について〔都万目の民家保存修理工事〕」から認定第14号「令和5年度隠岐の島町水道事業会計歳入歳出決算の認定について」までの29件を一括して議題といたします。

日 程 第 6. 提案理由の説明

「提案理由の説明」を行います。

ただ今、議題となりました29件の議案について、提出者から「提案理由の説明」を求めます。

番外：池田町長

○番外（町長 池田高世偉）

本日提案いたしました諸議案について、ご説明申し上げます。

はじめに、承認第7号及び承認第8号の2件につきましては、工事請負変更契約の締結及び一般会計補正予算に関する議案でありまして、地方自治法第179条第1項の規定を適用して専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

まず、承認第7号の「工事請負変更契約の締結に係る専決処分について〔都万目の民家保存修理工事〕」についてであります。作業現場において新型コロナウイルス感染症がまん延し、工期を延長する必要が生じたので、去る8月19日に地方自治法第179条第1項の規定を適用して専決処分を行い、同法第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものであります。

次に、承認第 8 号の「令和 6 年度隠岐の島町一般会計補正予算（第 3 号）の専決処分について」であります。歳入歳出予算の補正額は 449 万 5,000 円の追加でありまして、補正後の予算額を 201 億 8,077 万円といたしました。

補正の内容は、隠岐の島町議会議員の欠員に伴う補欠選挙を、隠岐の島町長選挙に併せて執行するための経費であります。

続きまして、議第 86 号の「島根県後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について」であります。本年 12 月からの被保険者証の廃止に伴い、島根県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する必要があるため、議会の議決を求めるものであります。

次に、議第 87 号の「隠岐の島町大社エリア交流・民間商業施設の公共施設等運営権に係る実施方針に関する条例」についてであります。官民連携で進める西郷港周辺の大社エリア交流・民間商業施設について、運営権を設定する必要がありますので、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第 18 条の規定により、運営権の実施方針に関する必要な事項を条例で定めるものであります。

次に、議第 88 号の「隠岐の島町消防委員会条例の一部を改正する条例」についてであります。消防委員会の構成員として、消防関係者の増員が同委員会で承認されたため、所要の改正を行うものであります。

次に、議第 89 号の「隠岐の島町国民健康保険条例の一部を改正する条例」についてであります。本年 12 月からの被保険者証の廃止に伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、議第 90 号の「工事請負変更契約の締結について〔3 災 1868 号町道久見 20 号線②道路災害復旧工事〕」についてであります。工事の施工にあたり仮設道の設置及び撤去、並びに支障となる樹木を伐採する必要があることから、工事請負変更契約を締結いたしたく議決を求めるものであります。

続きまして、議第 91 号から議第 94 号の 4 件につきましては、令和 6 年度一般会計及び特別会計並びに上下水道事業会計の補正予算に関する議案であります。

まず、議第 91 号の「令和 6 年度隠岐の島町一般会計補正予算（第 4 号）」についてであります。歳入歳出予算の補正額は 1 億 7,460 万 6,000 円の追加でありまして、補正後の予算額を 203 億 5,537 万 6,000 円とするものであります。

補正の主な内容は、港整備港湾改修事業、物価高騰対応重点支援給付金事業、新型コロナウイルスワクチン定期接種などに要する経費の追加、及び隠岐ポートプラザ改修費などの減額であります。

また、人件費につきましては、人事異動に伴いまして補正計上しております。

併せまして、「債務負担行為補正」及び「地方債補正」を行うものであります。

次に、議第 92 号の「令和 6 年度隠岐の島町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第 2 号）」についてであります。歳入歳出予算の補正額は 2,413 万 4,000 円の追加でありまして、補正後の予算額を 19 億 4,357 万 4,000 円とするものであります。

補正の内容は、人事異動に伴う人件費の減額、過年度分県補助金の確定による返還金の追加、及び前年度繰越金の確定による財源組替であります。

次に、議第 93 号の「令和 6 年度隠岐の島町水道事業会計補正予算（第 1 号）」についてであります。収益的予算の補正額は、収益的支出において 28 万 3,000 円の減額でありまして、補正後の予算額を 6 億 3,099 万 6,000 円とするものであります。

補正の内容は、職員手当等の変更による職員給与費の減額であります。

また、資本的予算の補正額は資本的支出において 4 万 3,000 円の減額でありまして、補正後の予算額を 4 億 3,191 万 9,000 円とするものであります。

補正の内容は、法定福利費の変更による職員給与費の減額であります。

続きまして、第 4 条においては、流用することができない経費である職員給与費を職員手当等の変更により減額する必要が生じたので補正しております。

次に、議第 94 号の「令和 6 年度隠岐の島町下水道事業会計補正予算（第 1 号）」についてであります。収益的予算の補正額は収益的支出において 574 万 1,000 円の追加でありまして、補正後の予算額を 8 億 7,156 万 9,000 円とするものであります。

補正の内容は、人事異動に伴う職員給与費及び借入金利息の増額であります。

また、資本的予算の補正額は資本的支出において 3 万 7,000 円の減額でありまして、補正後の予算額を 19 億 5,063 万 4,000 円とするものであります。

補正の内容は、人事異動に伴う職員給与費の減額であります。

続きまして、第 4 条においては、複数年にわたり施工する必要が生じた工事につきまして、債務負担行為を追加し、第 5 条において流用することができない経費である職員給与費を人事異動により増額する必要が生じたので補正しております。

続きまして、同意第 1 号の「隠岐の島町農業委員会委員の任命同意について」であります。委員 8 名の内 1 名が諸事情により、来る 10 月 23 日をもって辞任することとなりましたので、新たに 1 名の方を農業委員会委員として任命いたしたく、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

次に、同意第2号から同意第4号までの「隠岐の島町固定資産評価審査委員会委員の選任同意について」であります。委員の任期が、来る9月30日をもって満了となりますことから、引き続き3名の委員を選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

続きまして、認定第1号の「令和5年度隠岐の島町一般会計歳入歳出決算の認定について」から、認定第14号の「令和5年度隠岐の島町水道事業会計歳入歳出決算の認定について」までの14件につきましては、地方自治法第233条第3項及び地方公営企業法第30条第4項の規定により、決算書の調製を終え、監査委員の審査が終了いたしましたので、同項の規定に基づき監査委員の意見書をつけて、議会の認定に付するものであります。

また、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条の規定により、決算認定にあたり健全化判断比率と、その関係書類についても監査委員の審査に付し、監査委員の意見書をつけて当該比率を議会に報告するものであります。

以上、29件の諸議案につきましてご説明申し上げましたが、何とぞ慎重ご審議の上、適切なご決定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（池田信博）

以上で、「提案理由の説明」を終わります。

日 程 第 7. 決 算 審 査 報 告

「決算審査報告」を行います。

嶽野代表監査委員より、令和5年度決算審査の報告を求めます。

番外：嶽野代表監査委員

○番外（代表監査委員 嶽野正弘）

代表監査委員の嶽野です。

去る8月1日に、町長から審査に付されました、令和5年度隠岐の島町一般会計、特別会計、及び公営企業の水道事業会計の歳入歳出決算について、米澤議員と審査を行い、8月30日付で「審査意見書」を町長に提出し、報告いたしましたので、その概要について「意見書」に沿って議会にも報告いたします。

なお、歳入歳出決算審査のほか「基金の運用状況の審査」「普通会計の財政健全化審査」及び「公営企業の経営健全化審査」も実施いたしましたので、順次報告いたします。

はじめに、一般会計及び特別会計の決算審査についての報告です。

「第1. 審査の概要」の、審査の対象は、一般会計及び12の特別会計の決算を対象として

おります。令和5年度から⑫の西郷歯科診療所の特別会計が新たに加わっております。

審査の期間は、8月1日から29日までの間で、登庁しての審査実施日は水道事業会計も含めて、前年と同じく7日間で行いました。

審査の手続きは、町長から提出されました「歳入歳出決算書」など4つの書類について、計数に誤りはないか、財政運営は健全か、財産管理は適切か、及び予算の執行については関係法令に従って効率的になされているか等に主眼をおき、それぞれの関係諸帳簿及び証拠書類との照合、その他必要と認める審査手続きを隠岐の島町監査基準に準拠して実施いたしました。

審査は、歳入においては調定額と収入未済額、また予算現額と収入済額との差額の発生理由や前年度決算における収入未済額と調定額との整合性について、歳出においては予算の未執行及び不用額が多額な科目や事業、一般会計から特別会計への繰出金や基金の状況についても調査及び担当職員の聴取を行ったところです。

「第2. 審査の結果」、決算計数についての項目ですが、提出された各調書の計数に誤りは無いものと認めました。

続きまして、財政状況、(1)の一般会計の項目ですが、最終予算額は191億7,828万4,000円で、決算額は歳入が181億2,030万6,000円、歳出が177億7,999万7,000円、収支差引額は3億4,030万9,000円でした。

歳入額、歳出額ともに前年度を下回った令和5年度の一般会計決算の特徴は、①公債費の繰上げ償還を実施したこと、②財源に多額な基金からの繰入金を充当したこと、③前年度から、また翌年度への繰越明許費等の事業費、事業件数の増が見受けられたこと、④新年度に広域連合に移管する診療所特別会計などの繰出金の調整があります。

資料の1ページ「別表①一般会計決算額年度比較」です。

「別表」は、現年度分と繰越明許費等の予算額と決算額、その収入率と執行率など、及び基金総計の前年度との比較を示す表でございます。

表-3の年度比較、及び表-4の対前年度伸び率のとおり、現年度分の予算額は約10億円、歳入・歳出決算額は約9億円それぞれ対前年比5%超の減額となっております。繰越明許費等では歳入・歳出ともに予算額も決算額も大幅な増額となりましたが、結果予算総額では8億9,848万8,000円4.5%の減となり、決算額も歳入では7億2,980万4,000円3.9%、歳出でも7億4,269万6,000円4.0%の減となりました。

「歳入歳出決算付属書類」の76ページには「令和5年度実質収支に関する調書」に記載

がありますが、歳入歳出の差引額である 3 億 4,030 万 9,000 円から翌年度へ繰越すべき財源 7,142 万 6,000 円を差し引いた 2 億 6,888 万 3,000 円が実質収支額となり、うち 2 億円は、法第 233 条の 2 による基金積み立てを令和 6 年度に予定しております。

歳入・歳出予算額に対するそれぞれの収入率及び支出執行率の状況は表-1 の合計欄のとおり、収入率は 94.5%、執行率は 92.7%で、前年度数値より若干上回っています。

歳入・歳出の款別の予算と決算状況及び収入率と執行率は、資料の 3 ページからの「別表③一般会計決算状況」にありますが、款ごとの説明は省きます。

この表の右下の数値にご注目ください。先ほど申しました収入率 94.5%、執行率 92.7%は低いと判断しておりますが、その要因は予算額に占める割合が高くなりつつある繰越明許費にあると思います、繰越明許費が無く 100%執行した場合の試算してみた結果、収入率は 99.7%、執行率は 98.3%と適正と思われる数値になりました。

続いて普通会計についての項目は、決算書の数値ではありませんが、財政分析上の数値等が把握できる「普通会計」の状況について、財政所管課から別途提出されました決算関係資料と、説明を聴取いたしましたので次のとおり要点を取りまとめて報告いたします。

一点目は財政規模の推移と性質別分析ですが、歳入総額は前年比 3.9%の減となっていて、うち自主財源は、基金繰入金が増額となったことにより、前年比 29.8%の増となり、歳入総額の 22.4%の構成比で令和年代に入って最高の率を示しています。しかし、この傾向は基金には限度があることから、これ以上自主財源比率が増えることは予測できない状況にあります。一方、依存財源の筆頭である地方交付税は 42.4%の構成比を示すなど、これに国・県補助金や地方債などに財源を求めている財政運営は将来も続くと予測されます。ちなみに町税の歳入総額に占める割合は 8.4%にとどまっています。

次に、経常収支比率の状況ですが、収入の経常一般財源が前年比で 4.1%の増額ということですが、繰出金、公債費、補助費等の経常一般財源の支出も増額となり、前年比で 0.7 ポイント増の 89.4%と財政の硬直化が若干進んでいる結果となりました。

次に、特別会計についてです。資料の「別表②特別会計の決算状況」です。財政資料にも年度比較の表がございますが、収支残高および一般会計からの繰入金が表示されていますので、こちらで説明いたします。

西郷歯科診療所会計が新たに加わり、12 特別会計の単純合計金額は歳入決算総額が 46 億 6,058 万 2,000 円、前年比 9.1%増、歳出決算総額は 45 億 3,876 万 6,000 円、同じく 6.8%増となっています。

全会計において黒字決算となっていますが、特筆すべきは、診療所の6特別会計と訪問看護事業特別会計で収支差引残高がゼロとなっていることとあります。これは、令和6年度において隠岐広域連合へ経営移管することから、一般会計からの繰出金を調整して繰越金の発生を抑制したことによるものであります。

また、下水道事業会計は、地方公営企業法の適用で令和6年4月から公営企業会計となることから、会計整理期間が無い3月末日をもって打ち切り決算を行っていて、この結果、当会計の収入率は77.1%、支出執行率は72.3%の決算状況となっています。

「第3. 審査意見」に戻ります。

まず「予算執行率等について」の件ですが、先ほど説明いたしましたが、それぞれの率は低いと判断しておりまして、この要因を調査した結果、繰越明許費の低率による影響と予算編成上の課題を指摘いたしました。

まず繰越明許費の件ですが、資料の「別表⑤繰越明許費の決算状況」は、繰越明許費の予算と決算額の動向を調査したものです。

最終行の総計欄ですが、予算額11億8,470万円に対し、収入額は10億9,046万5,000円、収入率92.0%、支出額は10億6,310万4,000円、執行率89.7%と繰越時に予定していた事業内容の見直しなどで事業費が1億2,159万6,000円と予算不用額が発生しています。繰越明許費は事業年度に増減額の予算補正ができないことから、不用額の発生は起こりえますが、収入となる財源の決算状況も事業費の減に伴い国・県補助金や地方債も減額となっています。

また、ここ数年の決算において、一般会計だけでも20事業以上の繰越事業が発生し、町道整備事業などでは、繰越事業の常態化とも思える予算執行上の悪循環を懸念するものであります。

繰越事業の影響は、当初予算計上事業における事業の発注時期がだんだん遅れてくるなど、繰越事務の労力だけでなく起債や地方交付税の関係などで財政面にも影響を及ぼすことから注意を要するものと思われます。

次に、予算編成の課題ですが、歳入において収入額と予算額との差額が生じている決算については、詳細な内容調査までできませんでしたが、調定額の変更と予算額との連動が見受けられず、年度中途の変更に対して適正な補正予算が編成されていないことが見受けられました。特に特定財源の増減は、歳出の事業費の変更あるいは財源組替など適宜対応すべき事項であると判断しています。

今年度の決算でも、人件費や会計間の繰出金の不用額が特に目立ちました。繰出金の不用

額自体は直接住民福祉に関係はありませんが、整理していただきたいと思います。また、歳出において少額でも事業中止となった予算の整理がなされていないことが気になったところでもあります。予算補正できなかったのか、しなかったのか、或いはうっかりし忘れたのか、ここのところが大変重要になると思います。

歳出予算の未執行や多額な不用額が生じることは、予算審議を行った議会や住民に対して信頼を損なうことになるので、今後の予算編成において十分留意いただきたい、と意見を述べるものであります。

次に、「税等の滞納処理について」の件です。

収入未済額の詳細は、資料の「別表④収入未済額一覧表」にあります。内容は細かい調書となりますので、今日は説明を省きます。

決算審査をするにあたり、繰越明許費の未収入財源と国保、後期高齢者医療保険の還付金の調整及び事務誤りの3件については、町民の滞納額の実態を調査するうえで調整を行いました。また、下水道会計は打ち切り決算のため実質的な滞納額の把握は困難な状況であることをご承知おきください。

精査の結果、町税など住民から徴収すべき収入未済額は、下水道会計を除いた実質収入未済額の6,127万2,000円で整理いたしました。令和4年度金額6,739万7,000円と比較すると612万5,000円の減額となったのは喜ばしいことだと思っています。

これに別途監査報告を行う水道会計の水道料等の収入未済額5,317万2,000円、滞納額推計では1,696万5,000円となりますが、これを加えると合計で1億3,685万7,000円、同じく滞納推計額は1億16万9,000円にもなることも忘れてはならないと思います。

収納については、徴収対策本部を中心にした職員の努力によって次の表のとおり現年分、滞納分ともに徴収率が向上しており、評価しているところであります。

不納欠損処理については法的根拠に基づいて適正な処理が行われており、表のとおり年々減少している状況です。

しかし、379万4,000円もの債権を放棄したことは事実であり、特に地方税法第18条による時効による債権の消滅だけはできるだけ避けていただきたい。今後も公平公正な徴収業務を心掛け、一層の工夫と努力によって早期の徴収を行うようお願いいたします。また、滞納者の状況は数人の大口滞納者の金額が相当なウエートを占めていることや、新規の滞納者が発生していることが調査によって判りました。より一層、徴収業務に努力するよう望むものであります。

意見の3点目「財政の健全化等について」の件は経常一般財源の動向など3件の意見を申し上げます。

まず、経常一般財源の動向などについてですが、普通会計において、経常一般財源 89 億 1,705 万 1,000 円の 86.3%を占め、今年度の収入総額の 42.4%を占める地方交付税の動向は、町の財政状況を左右するものであります。今年度は 4.0%の伸びでしたが、この伸びは将来を保証されたものではありません。

一方、歳出では公債費が、繰り上げ償還金を行ったことや近年の公共事業の財源に発行した起債の元金償還が発生したことから 30 億 2,341 万 7 千円の歳出額で前年比 6 億 4,186 万 7,000 円、27.0%の増となりました。

人件費や扶助費が減となったものの、公債費の増によって義務的経費は 8.1%の増となるなど経常収支比率は 89.4%となり、ここ 10 年間で一番高い数値を示し財政構造の硬直化が懸念され、予断を許さない財政状況と推測しています。

なお、繰り上げ償還など償還額が新規発行額を上回ったことから年度末の町債残高は 281 億 3,764 万 2,000 円と前年度より 10 億 8,728 万 5,000 円の減額となっています。

真に住民のためとなる多種多様な経済対策や定住対策などの行政施策を展開するために、財源の確保と、経費節減を図り、効果ある事務事業の執行に努めていただきたいと思います。

基金についてですが、前述の財政状況から財政調整基金を 4 億 2,158 万 9,000 円、減債基金を 3 億 3,000 万円繰り入れて財源に充当いたしました。年度末残高は財政調整基金が 8 億 5,854 万 1,000 円、減債基金は 14 億 1,264 万 5,000 円となっております。

目的基金においては、地域振興基金で 1 億 8,076 万 6,000 円を繰り入れて、県立高校の寮整備事業や航空路・航路の旅客運賃低廉化事業など 11 件の地域振興事業を展開いたしました。ふるさと隠岐の島応援基金では 2,379 万 3,000 円を繰り入れて、竹島対策事業や教育関係事業など 5 件の事業の財源に活用されました。一方、寄付金を財源にして 4,591 万 6,000 円を積み立て、年度末残高は 1 億 5,183 万 2,000 円となっています。寄付者の意向を尊重し、一層の有効活用を望むものであります。

これらの結果、普通会計の基金の年度末残高は 41 億 7,622 万 3,000 円となっています。

自主財源が乏しく厳しい財政状況を踏まえ、将来の財政運営を的確に見越したうえで、それぞれの基金保有額の検討を含め、地域活性化のために積極的な基金の有効活用を望むものであります。

最後に、一般会計から特別会計への繰出金等についてです。

公営企業会計の水道事業、新年度からの下水道事業、また、隠岐広域連合に経営移管した各診療所会計など一般会計からの負担は繰出金から負担金に変更されるなど新たな財政仕組みの中で事業が展開されることになります。

各会計の運営・経営状況を適正に判断し、適切な予算編成と事業展開を心掛けていただきたい、と意見を申し述べます。

以上が、「令和5年度一般会計、特別会計の決算審査」の概要でございます。

続きまして、決算審査と同時に行いました「基金の運用状況の審査について」報告いたします。

定額の資金を運用している用品調達基金と土地開発基金の運用状況について、審査を行いました。

審査の結果、基金の運用状況は表のとおりであり、関係諸帳簿及び証拠書類と照合した結果、適正と認められました。

意見といたしまして、用品調達基金については、施行規則を順守した運用を心掛けていただきたいとし、土地開発基金については、将来の基金の需要額を見据え、今後のあり方についてご検討いただきたいとしております。

続きまして、「普通会計の財政健全化の審査」について報告いたします。

普通会計における、健全化判断比率の4項目について審査を行いました。

審査の結果ですが、まず、その算定基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められました。

意見といたしまして、赤字関係の比率は黒字決算であることから問題は無く、実質公債費比率は前年度より0.6ポイント上昇、将来負担比率は2.0ポイント下降している状況ですが、早期健全化判断基準範囲以内であり、問題の数値ではないと判断されますことから、是正改善を要する事項は無いといたしております。

ただし、この公債費関係の財政指標は今後も上昇傾向が予測されますことから、財政措置について検討願いたいと付記しております。

続きまして、「水道事業会計歳入歳出決算の審査意見」について報告いたします。

審査の期間は、一般会計等の審査と同時に行いました。

審査の手続きは、「決算報告書」などの提出書類が、関係法令に準拠して作成され、水道事業の経営成績及び財政状態を適正に表示しているかどうかを検証するため、関係諸帳簿及び証拠書類との照合、その他必要と認める審査手続を隠岐の島町監査基準に準拠して実施いた

しました。

「第2. 審査の結果」ですが、提出書類は関係法令に準拠して作成されており、それぞれの関係諸帳簿及び証拠書類と照合した結果、計数に誤りはなく、水道事業の経営成績及び令和5年度末の財政状態を適正に表示しているものと認められました。

「予算執行状況について」ですが、水道事業決算報告書に基づき、予算額に対する決算額の状況について報告いたします。

収益的収入は、意見書の表にありますように、予算額6億9,266万3,000円に対して収入額は6億6,026万2,000円で、収入率は95.3%、一方、支出の予算額は6億3,545万円に対し支出額は5億8,634万6,000円で、執行率は92.3%でした。

決算額の前年度との比較は、収入で3億9,584万5,000円の減、支出で1億9,381万6,000円の減と大きな減額となっていますが、これは前年度においては財務処理における特別利益、及び特別損失が発生した特殊要因によるものであって、これらを差し引いて試算してみると、収入では1,258万2,000円、1.9%の増、支出では3,493万1,000円、6.3%の増となりました。

資本的収入は繰越事業を含めた予算額2億2,312万円に対して決算額は1億8,941万8,000円、一方資本的支出は繰越事業を含めた予算額4億9,897万3,000円に対して4億6,199万5,000円の決算となりました。

結果、収支の不足額2億7,257万7,000円は減債積立金や損益勘定留保資金などで補填しております。

次に、「経営状況について」です。

損益計算書による営業収益は、3億9,448万8,000円で前年度より1.1%、456万1,000円の減、うち給水収益は3億9,339万8,000円で前年度より0.8%、308万2,000円の減となっております。減収の要因は、給水人口は312人、2.3%減少し、有収水量が20,758^m₃、1.4%の減少したことによるものであります。

一方、営業費用は、5億932万9,000円で前年度より3,481万5,000円、7.3%増額の決算となり、1億1,484万1,000円の営業損失が発生しました。

しかし営業外の収支で、長期前受金戻入などの収益があり1億8,121万5,000円の利益を計上することになり、経常利益では6,637万3,000円となりました。

結果、令和5年度の純利益は6,633万6,000円で、資本的収支の不足額に充当した1億682万6,000円を加えて、当年度末処分利益剰余金は1億7,316万1,000円の決算となりました。

「第3. 審査意見」ですが、まず1点目は「健全な企業運営について」の件です。

前述の1億7,316万1,000円の未処分利益剰余金については、資本金への組入れの処分案が提出されています。

水道施設の更新計画の策定業務に取り組んでいますが、将来の事業計画に伴う財政負担を考慮した中長期的な計画策定のもと、住民の為に健全な企業運営を求めるものであります。

次に、「収入未済金について」の件です。

水道料の未収金は、決算時には3月調定分が収入時期の関係から収入未済処理扱いされることから、決算審査時に担当課から提出された直近の調査数値が滞納の実態と捉えています。

前年度より調査時点の未収金は81万7,000円の減となっており、その内容ですが、未納者数は196名で、前年度調査時点より36名の増となり、新規未納者が49名もいる状況です。また50万円以上の大口未納者は、前年度と同数の6名で滞納額は624万3,000円との調査数値であります。

徴収業務には、より一層努力して、経営の安定、住民負担の公正性を確保していただきたいと思いますところであります。

続きまして、「公営企業の経営健全化の審査」について報告いたします。

審査の結果ですが、資金不足比率、その算定基礎及び比率が適正に作成されているか審査するものでありますが、書類は適正に作成されていることを認めました。

なお、資金不足比率は、経営健全化における実質的な資金不足を生じていないため、該当比率は生じないことから問題は無く、是正改善を要する事項はありませんでした。

以上をもちまして、一般会計と特別会計、並びに水道事業会計の決算審査の報告と併せて行いました関係する審査についての報告といたします。

○議長（池田信博）

以上で、「令和5年度決算審査報告」を終わります。

ただ今から、15分間休憩といたします。

（ 本会議休憩宣告 10時40分 ）

○議長（池田信博）

休憩を閉じ、本会議を再開します。

（ 本会議再開宣告 10時55分 ）

ここで、議案審議の便宜上、本会議を休憩し、全員協議会を開きます。

（ 本会議休憩宣告 10時55分 ）

(全員協議会開会宣告 10時55分)

○議長 (池田信博)

全員協議会を閉じ、本会議を再開します。

(全員協議会閉会宣告 11時52分)

(本会議再開宣告 11時52分)

日 程 第 8. 休会について

「休会について」を議題といたします。

お諮りします。

明日9月12日及び9月13日は「決算報告に係る全員協議会」開催のため、9月17日は委員会開催のため、本会議を休会にしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声を確認)

「異議なし」と認め、そのように決定いたしました。

以上で、本日の議事日程は、全て終了いたしました。

次の本会議は、9月18日に開き、「一般質問」を行います。

本日は、これにて散会いたします。

(散 会 宣 告 11時53分)

以 下 余 白